

自衛隊の施設等の警護出動関連論点集

19.10.22
2019年10月22日
(太田教授)

(第81条の2関連)

- 問1 自衛隊施設等の警護出動に係る命令を内閣総理大臣が行うこととする理由。
- 問2 自衛隊の施設及び在日米軍の施設・区域において「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合」とは如何なる場合なのか。
(更問1 どのような場合に、蓋然性があるといえるのか。)
(更問2 「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為」とは何か。)
(更問3 第81条の2第1項柱書の「特別の必要」の趣旨と、海上警備行動の発令要件である「特別の必要」の趣旨は異なるのか。)
- 問3 第81条の2において、警護の対象となる自衛隊の施設及び在日米軍の施設・区域を、本邦内にあるものに限定する理由如何。
- 問4 第81条の2に規定する「警護」とは何か。
- 問5 第81条の2は「自衛隊の部隊等」に警護を行わせるものであるが、自衛隊の部隊等とは何か。
- 問6 第81条の2において、自衛隊の施設及び在日米軍の施設・区域のみを対象とする理由如何。—国会答弁バージョン—
- 問6-2 同上—立法趣旨バージョン—
- 問7 原子力施設を警護対象としない理由如何。—立法趣旨バージョン—
- 問8 第81条の2第1項第1号に規定する「自衛隊の施設」とは何か。
- 問9 第81条の2第1項第1号に規定される「施設及び区域」とは何か。
- 問10 第81条の2第1項第2号の括弧書の趣旨如何。
- 問11 第81条の2第1項第2号に在日米軍の施設を規定した理由。
- 問12 第81条の2第1項第1号に規定する「自衛隊の施設」について除外規定を設けない理由如何。
- 問13 対象として規定する提供施設・区域について除外規定を設けない理由如何。
- 問14 第81条の2第2項において、内閣総理大臣が自衛隊の部隊等に警備を行わせようとするときには、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聞くとともに、防衛庁長官と国家公安委員会との間に協議させなければならないと規定しているがかかる規定の趣旨如何。
- 問15 第81条の2第2項に規定する「関係都道府県知事」の範囲如何。
- 問16 第81条の2第2項は、内閣総理大臣が警護出動を命ずる場合には、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、防衛庁長官と国家公安委員会との

間で協議させることとしているが、これらの都道府県知事の意見や防衛庁長官と国家公安委員会との間の協議はどのように取り扱われるのか。

問16-2 何故、治安出動時のように、国会の事後承認としなかったのか。

問17 警護を行うべき自衛隊の施設、在日米軍の施設・区域、期間を指定する理由如何。

問18 第81条の2第3項の趣旨如何。

問19 施設の警護に当たる部隊等は、終了期日に至った場合はどうするのか。改めて警護を行う場合はどうするのか。

(第86条改正関連)

問20 自衛隊法第86条を改正する理由如何。

(第91条の2関連)

問21 警職法第2条、第4条、第6条第1項、第3項及び第4項の規定が必要な理由如何。

また、何故、警察官がその場にはいない場合に限定しているのか。

(更問 「長官の指定する者」とは誰か。)

問22 「第81条の2第1項の規定により出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する」の規定中「職務の執行」の具体的な内容如何。

問23 警察官職務執行法第5条及び第7条を準用する必要性如何。

問24 警職法第7条を超える武器の使用を規定する必要性如何。

問25 「職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がない」とはどのような趣旨か。

問26 警護出動時の自衛官の権限行使の範囲について、「施設又は施設及び区域の警護のためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、当該施設又は施設及び区域の外部においても行使することができる。」と規定する理由如何。

問27 警護出動時には、海上において自衛隊が活動を行うことはないのか。

(更問 海上において不審な船舶が発見された場合に、港湾を警護している自衛隊の部隊等はどのように対応するのか。海上警備行動を下令して対応するのか。)

問28 警護出動時の権限に海上保安庁法(第16条、第17条第1項及び第18条)の規定を準用しない理由如何。

(整備関連)

問29 自衛隊法第22条第1項を改正する理由如何。

問30 自衛隊法第75条の4の規定を改正して、第81条の2の警護出動の際に即応予備自衛官を使うことができるよう措置しない理由如何。

問31 第81条の2の規定による警護出動を命じられた自衛官に対して罰則規定を設けない理由如何。

問 32 自衛隊法第107条第4項を改正し、新81条の2の規定による警護出動時について、航空法の適用除外規定を設けなかった理由如何。

問 33 自衛隊の行動に係る規定には、「出動」、「行動」、「派遣」といった用語が使用されているが、それぞれの相違如何。

(更問 今般新設した「警護出動」は、何故「出動」の用語を用いたのか。むしろ「警護行動」とすべきだったのではないか。)

問1 自衛隊施設等の警護出動に係る命令を内閣総理大臣が行うこととする理由。

(答)

1. 自衛隊法第81条の2は、内閣総理大臣が、自衛隊の施設又は在日米軍施設・区域において大規模なテロリズムが行われるおそれがあり、その被害を防止するため特別の必要があると認めるときは、自衛隊の部隊等に当該施設・区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる旨規定している。

2. この場合における内閣総理大臣とは、内閣の首長としての内閣総理大臣であり、かかる内閣総理大臣を命令権者としたのは、

① 同条は発令の要件のひとつとして、「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合」を規定しているが、かかる判断は、警察庁・防衛庁といった関係機関の情勢認識と関係機関の所持するテロリズムへの対処能力、及び行政各部が有する情報を踏まえて総合的に評価した上で判断しなければならない事項であり、そのための最も相応しい存在であること

② 公共の安全と秩序の維持については、基本的に警察機関の職務であるが、本条に基づく警護については、想定される事態や当該事態に対する対応の特殊性から所要の権限を付与した上で自衛隊の部隊等が行うこととしたものである。このような行政機関の間における権限行使を伴う事務の再配分については、可能な限り慎重な制度を設けることが適切であること

③ 本条に基づく警護は、大規模なテロリズムによる自衛隊の施設等の侵害を防止するという限定的な局面における自衛隊の活動ではあるものの、想定される事態の特殊性等から、その権限の内容としては治安出動時と類するものの行使が認められていること

によるものである。

問2 自衛隊の施設及び在日米軍の施設・区域において「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める」場合とは如何なる場合なのか。

(答)

1. 第81条の2に規定する「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれ」がある場合とは、我が国の自衛隊の施設及び在日米軍の施設・区域に対するテロの脅威が高まり、未だ我が国に対するテロ行為が現実の侵害行為として発生するまでには至っていないが、現実のテロ行為として侵害行為が我が国国内で発生する蓋然性がある状況をいう。
2. また、「その被害を防止するため特別の必要があると認める場合」とは、テロリズムがこれらの施設に対して、例えば、強力な破壊力を有する爆弾を搭載した車両の突入や航空機による突入によって行われる蓋然性があり、こうした態様の侵害による被害を防止するためには、一般の警察力をもっては十分に対処し得ず、特に自衛隊の能力を用いる必要があると認められる場合である。

更問1 どのような場合に、蓋然性があるといえるのか。

(答)

自衛隊の施設や在日米軍施設・区域に対してテロ行為が行われるのではないかと疑わせる直接的又は間接的な証拠その他各種情報を総合的に分析した結果、本邦内にある自衛隊の施設又は在日米軍施設・区域に対して大規模なテロ攻撃が実際に起こり得ると客観的に認められる場合であり、具体的には、国際テログループが、米国を支援する国の軍隊にも米軍と同様の反撃を加える等の声明を出していたり、米軍に協力する他国に所在する米軍施設や当該国の軍事施設がテロ攻撃を受けるといった状況が考えられる。

更問2 「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為」とは何か。

(答)

第81条の2第1項柱書の「政治上その他の・・・破壊する行為」とは、大規模ないわゆるテロリズムのことである。

更問3 第81条の2第1項柱書の「特別の必要」の趣旨と、海上警備行動の発令要件である「特別の必要」の趣旨は異なるのか。

(答)

1. 第81条の2第1項柱書の規定の趣旨は、テロリズムがこれらの施設に対して、例えば、強力な破壊力を有する爆弾を搭載した車両の突入や航空機による突入によって行われる蓋然性があり、こうした態様の侵害による被害を防止するためには、一般の警察力をもっては十分に対処し得ず、特に自衛隊の能力を用いる必要があると認められる場合（いわば質的に警察力を超えるおそれがある場合）であるが、これは、量的に警察力が不足する場合を排除するものではないと考えられる。
2. 第81条の2第1項の「特別の必要」と海上警備行動時の「特別の必要」とでは、量的又は質的に警察力を超えるような事態が生起するおそれがあり、自衛隊による対処が必要な場合のことであって、その意味で異なることはない。

問3 第81条の2において、警護の対象となる自衛隊の施設及び在日米軍の施設・区域を本邦内にあるものに限定する理由如何。

(答)

1. 第81条の2の規定により、自衛隊の部隊等が特定の施設の警護を行うこととする理由は、特定の施設に対して、例えば、強力な破壊力を有する爆弾を搭載した車両が突入したり、航空機が突入する蓋然性があるような場合において、仮にこのような侵害行為を許す場合には、国内一般の治安や一般国民の心理に特に極めて深刻な影響を与えるため、こうした被害の蓋然性がある場合には、一般の警察力では十分に対処できず、特に自衛隊の能力を用いて当該侵害行為を未然に防止する必要があるからである。
2. このように、第81条の2は、あくまでも我が国国内の治安の維持の観点から行われるものであるため、海外又は公海上の米軍施設や自衛隊の施設については、これを対象としていないところである。
3. さらに、自衛隊の部隊等は国際平和協力法等に基づいて外国で活動を行うことが想定される場所であるが、第81条の2は既に述べたように、大規模なテロリズムの発生のおそれに際して、一般の警察力が機能していることを前提に、それによつては十分に対応し得ないような場合において自衛隊の有する特別の能力を活用して自衛隊の施設等の警護に当たるというものであり、かかる基本的な前提を共有し得ない海外における自衛隊の宿营地等の警護については、本条とは異なる法的な整理が必要であると考えられる。

問4 第81条の2に規定する「警護」とは何か。

(答)

1. 第81条の2に規定する「警護」とは、警護の対象たる施設が破壊されたり、施設内の人々が殺傷されることがないように、周囲を監視するとともに、侵害行為が発生した際には、これに即応して行動して当該施設への被害を未然に防止するための必要な措置をとることをいう。
2. このような「警護」の用例としては、自衛隊法第90条第1項第1号（「職務上警護する人、施設又は物件が暴行又は侵害を受け、又は侵害を受けようとする明白な危険があり」）や同法95条（「自衛隊の武器、・・・、液体燃料を職務上警護するに当たり」）がある。
3. なお、「警護」に類する用語として「防護」及び「侵害の排除」という用語があるが、これらの関係については、「防護」は侵害行為が発生した際にこれに即応して行動して防護対象への被害を未然に防止するための必要な措置をとることをいい、具体的には、侵害行為が発生した際に警護対象の物件を移動させることにより侵害行為から守ることや、武器の使用等により侵害行為そのものを排除することが考えられる。

このように「警護」、「防護」、「侵害の排除」の関係は、「侵害の排除」は「防護」のひとつの類型であり、「防護」は「警護」のひとつの類型であるというものである。

問5 第81条の2は「自衛隊の部隊等」に警護を行わせるものであるが、自衛隊の部隊等とは何か。

(答)

1. 第81条の2に規定する「自衛隊の部隊等」とは、自衛隊法第8条に規定する「部隊等」であり、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける部隊及び機関のことである。このうち「機関」については、同法第24条に規定されるとおり、「学校」、「補給処」、「病院」等が挙げられる。
2. これらの「機関」が警護出動を行う場合については、例えば第81条の2第1項第1号の「自衛隊の施設」の警備に際し、これらの機関が自ら所在する施設に関し、他の部隊と共同で警備に当たる場合や、同項第2号に規定する在日米軍の施設・区域の警備に際し、「病院」の構成員が防護対象施設・区域に派遣され、他の部隊と協力して警護に当たる場合が考えられるところである。

問6 第81条の2において、自衛隊の施設及び在日米軍の施設・区域のみを対象とする理由。－国会答弁ヴァージョン－

(答)

今回の自衛隊法改正案において、自衛隊の警護出動の対象となる施設については、

- (1) 自衛隊施設や在日米軍施設・区域は、防衛施設であるという特性上、自衛隊による警護が適切であると考えられること
- (2) 自衛隊施設又は在日米軍施設・区域は、我が国の防衛の基盤となる施設であり、テロ攻撃を受けた場合には、我が国の防衛に支障を生じることとなりかねないこと

などの点を考慮し、自衛隊施設と在日米軍施設・区域としたものである。

(注) 在日米軍施設・区域について、防衛関連施設という特性上、自衛隊による警護が適切であると考えられる理由。

- 自衛隊と米軍は平素からの連絡や共同訓練等を通じて連携してきており、米軍と共同して警護に当たる場合についても円滑に連携することが可能。
- 航空基地や港湾、司令部、弾薬庫等同種の施設を自衛隊も有しており、警護のノウハウについて共通性を有していること

問6-2 第81条の2において、自衛隊の施設及び在日米軍の施設・区域のみを対象とする理由。－立法趣旨ヴァージョン－

(答)

1. 第81条の2第1項第1号及び第2号は、同条により自衛隊の部隊等が警護を行う対象として自衛隊の施設及び在日米軍の施設・区域を対象としているところである。

2. これは、一般に公共の安全と秩序の維持は、警察機関の任務であることから、同条に規定するような事態が生起する場合においても十分に警察機関がその持てる能力を発揮し、有効な警備を行い得ると考えられるところであるが、他方、第81条の2において警護対象と規定する施設については、

- ① 一般に軍事組織については、国家権力の象徴のひとつとしてテロリズムの対象となり得る蓋然性が高いこと
- ② 自衛隊の施設においては自衛隊が、在日米軍の施設においては在日米軍が、平素から各々の権能に従い自らの施設内の警備を実施しており、第81条の2が想

定する事態においても、かかる態勢を強化することが想定されるテロ行為に対する最も有効な防衛策であると考えられること

他方、在日米軍については、米国軍隊の任務の性格上、このような事態において十分な警備態勢を確保するための要員の確保が困難となることが想定されるところであるが、同じ軍事組織たる自衛隊は、日常的に在日米軍と各種調整を行っていることに加え、施設面からみれば、一般に軍事組織の施設において所在する構造物及び当該構造物が担う機能といった点について共通の知見を有し、さらに、組織面からみても、同様の組織体系・階級体系を有することから円滑な調整を行い得るといふ、いわばハード及びソフトの両面において警備対象となる在日米軍との共通性を有し、在日米軍が自らの施設の警備を十分に行うことができない場合における、実効性のある警備の主体として充てることが効率的であると考えられること

から、自衛隊の施設及び在日米軍の施設・区域を同条の警備対象の施設として規定したところである。

問7 原子力施設を警護対象としない理由如何。－立法趣旨ヴァージョン－

(答)

1. 第81条の2第1項第1号及び第2号は、同条により自衛隊の部隊等が警護を行う対象として自衛隊の施設及び在日米軍の施設・区域を対象とし、原子力施設は警護対象としていないところである。
2. これは、一般に公共の安全と秩序の維持は、警察機関の任務であり、同条の警護出動が行われる事態は、大規模なテロリズムが行われるおそれがあるが未だ緊急事態は発生していない状態であるため、警察機関がその持てる能力を発揮し、有効な警備を行い得ると考えられるところであるが、他方、自衛隊の施設等については、
 - ① 一般に軍事組織については、国家権力の象徴としてテロリズムの対象となり得る蓋然性が高いこと
 - ② 自衛隊の施設については自衛隊が、在日米軍の施設・区域については在日米軍が平素から警備を担当しており、第81条の2に規定する事態においても、かかる態勢を強化することがテロリズムに対する最も有効な防衛策であると考えられるが、他方、在日米軍が施設警護のための十分な要員が存在しない場合等においては、同じ軍事組織たる自衛隊がこれを行うことが効率的と考えられることによるものである。
3. このように第81条の2に規定する出動に関しては、原子力施設を対象としていないところであるが、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認める場合等には、内閣総理大臣は、自衛隊の部隊等に治安出動を命ずることができ、この場合においては、事態の態様により自衛隊が原子力施設を警護することが必要と判断される場合には、かかる活動を行い得ることは当然である。

問8 第81条の2第1項第1号に規定する「自衛隊の施設」とは何か。

(答)

1. 第81条の2第1項第1号に規定する「自衛隊の施設」とは、自衛隊が所有し又は使用する土地及び建物その他工作物並びに使用が排他的かつ継続的な公有水面をいう。

この「施設」には、庁舎、宿舎等も含み得る概念である。

2. 自衛隊法又は自衛隊法施行令上の「施設」の用例としては、

① 建物及び工作物等の特定の建物の意で用いられているもの

(自衛隊法第96条第1項第2号、第3号、第116条の3第1項)

② 建物、工作物等物的設備の他、土地等を含む区域全体を指す意で用いられているもの。(自衛隊法施行令第50条、51条の2)

の2通りがあり、本条においては、後者の意で用いられている。

3. 今回対象とする「施設」は、あくまでも広義の施設であり、自衛隊法第96条1項2号のように、現に使用する特定の建物といった意味とは異なる。

このような「施設」の用例としては、防衛施設周辺環境整備法があり、「自衛隊の施設」の用例を用いている例があることも考慮し、これを用いるものである。

4. 上記1のとおり第81条の2第1項第1号の「自衛隊の施設」とは、自衛隊が管理する土地、建物等の全てを含む趣旨となるが、実際に同条に基づき自衛隊がテロの被害を防止するために警護することが想定される施設は、あくまでも法第81条の2の規定において想定する事態において、自衛隊の能力を活用して警備を行わせることが特別に必要となる施設に限られると解される。

問9 第81条の2第1項第2号に規定される「施設及び区域」とは何か。

(答)

1. 第81条の1項第2号は、自衛隊の部隊等が行う警備の対象として「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域」を規定しているところである。
2. これはいわゆる提供施設・区域のことであり、「建物、工作物等の構築物及び土地、公有水面」をいうものと解されるところである。

問10 第81条の2第1項第2号の括弧書きの趣旨如何。

(答)

1. 日米地位協定第3条は、「合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。」と規定しており、米側のいわゆる管理権と称される排他的使用権を認めている。管理権は、米側がその意思に反して行われる米側以外の者の施設・区域への立入及びその使用を禁止し得る権能並びに施設・区域の使用に必要なすべての措置をとり得る権能を意味する。
2. 一方、自衛隊は、第81条の2により、在日米軍の施設・区域を警護することとなるが、この場合においても地位協定上与えられた施設・区域に係る在日米軍の管理権を侵害することができないことは当然である。
3. このため、第81条の2第1項第2号括弧書きは「(地位)協定第25条の合同委員会において自衛隊の部隊等が警護を行うこととされたものに限る。」との規定を置き、在日米軍が施設・区域について有する管理権に係る調整が図られた施設に限って警備を行うこととし、在日米軍の管理権を侵害することのないよう制度的な手当を図ったところである。
4. さらに、同号括弧書きは、日米合同委員会における警護対象となる施設・区域の決定は、第81条の2の規定の趣旨に従い自衛隊の部隊等が警護を行うべき特別の理由等について確認の上行うこととなることから、対象となる施設・区域が警護を行うべき特別の必要のあるものに限られることを手続的な側面から制度的に担保するものでもあるところである。

問11 第81条の2第1項第2号に在日米軍の施設・区域を規定した理由。

—立法趣旨ヴァージョン—

(答)

第81条の2第1項第2号は、特別の必要がある場合に自衛隊の部隊等が警護を行う対象として、地位協定第2条第1項の施設・区域を規定しているが、これは、

- ① 在サウディ・アラビア米軍施設の爆破、イエメンに寄港中の米海軍駆逐艦の爆破、今般の国防省施設を対象とした自爆テロ等にみられるように、軍事組織については、国家権力の象徴のひとつとしてテロリズムの対象となり得る蓋然性が高いこと
- ② 在日米軍については、米国軍隊の任務の性格上、第81条の2が念頭に置くような事態において十分な警備態勢を確保するための要員の確保が困難となることが想定されるところであるが、同じ軍事組織たる自衛隊は、日常的に在日米軍と各種調整を行っていることに加え、施設面からみれば、一般に軍事組織の施設において所在する構造物及び当該構造物が担う機能といった点について共通の知見を有し、さらに、組織面からみても、同様の組織体系・階級体系を有することから円滑な調整を行い得るといふ、いわばハード及びソフトの両面において警備対象となる在日米軍との共通性を有し、在日米軍が自らの施設の警備を十分に行うことができない場合における実効性のある警備の主体たり得ると考えられること

によるものである。

問12 第81条の2第1項第1号に規定する「自衛隊の施設」について除外規定を設けない理由如何。

(答)

1. 自衛隊の施設には、営舎施設、演習場施設、港湾施設、飛行場施設、通信施設、補給施設、医療施設、事務所施設等、通信施設等、多種多様なものが存在する。

第81条の2第1項第2号は、自衛隊の部隊等の警護の対象として「自衛隊の施設」と規定し、特定の用途の施設・区域を除外する特段の規定を設けていないところである。

2. この中には、例えば基本的には単なる土地である演習場施設のように一般には同条第1項が規定する警護の対象として観念し難いものも存在しているところである。

しかしながら、このような施設であって、その時々的情勢やそれに対応して自衛隊が行う活動等の要因により、部隊の隊員の宿营地として使用する等演習場としての用途以外の使用を行うことも考えられることから、施設の用途や機能によって、特定の施設を適用対象から除外することとするのは法制定段階においては著しく困難なことによるものである。

3. しかしながら、これは、自衛隊の施設であればおよそ全てのものが自衛隊の部隊等の警護の対象となり得るとする趣旨と解することは適当ではなく、対象となり得るのはあくまでも第81条の2が想定する事態において自衛隊の能力を活用して警護を行わせることが特別に必要な施設に限られると解すべきものであることは同条の規定から明らかである。

問 1 3 対象として規定する提供施設・区域について除外規定を設けない理由如何。

(答)

1. 提供施設・区域には、用途別にみても兵舎施設、住宅施設、飛行場施設、港湾施設、事務所施設、演習場施設、倉庫施設、通信施設等、多種多様なものが存在する。

第 8 1 条の 2 第 1 項第 2 号は、自衛隊の部隊等の警備の対象として「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第 2 条第 1 項の施設及び区域」と規定し、特定の用途の施設・区域を除外する特段の規定を設けていないところである。

2. これは、提供施設・区域が、

- ① 例えば演習場施設として分類されるキャンプ・ハンセンやキャンプ・シュワブの施設・区域内に海兵隊の部隊が所在するように、提供施設・区域の中には必ずしもその担う機能が単一のものに限られるものではない場合が多いこと
- ② 個別具体の提供施設・区域の警備の必要性等については、当該提供施設・区域に係る在日米軍のその時々々の管理・運営の態様に依存することとなる要素が多いと考えられること

から、提供施設・区域の用途や機能によって、特定の提供施設・区域を適用対象から除外することとするのは法制定段階においては著しく困難なことによるものである。

3. しかしながら、これは、提供施設・区域であればおよそ全てのものが自衛隊の部隊等の警備の対象となり得るとする趣旨と解することは適当ではなく、対象となり得るのはあくまでも第 8 1 条の 2 が想定する事態において自衛隊の能力を活用して警備を行わせることが特別に必要な提供施設・区域に限られると解すべきものであることは同条の規定から明らかである。

4. さらに、同条第 1 項第 2 号括弧書きは、対象となる提供施設・区域は地位協定第 2 5 条に規定する日米合同委員会において自衛隊の部隊等が警護を行うこととされた施設・区域に限る旨規定しており、日米合同委員会においては、同条の規定の趣旨に従い自衛隊の部隊等が警護を行うべき特別の理由等について確認の上、対象とすべき提供施設・区域が定められることとなることから、対象となる提供施設・区域が自衛隊の部隊等が警護を行うべき特別の理由のあるものに限られることとなることは手続的な側面からも制度的に担保されているところである。

問14 第81条の2第2項において、内閣総理大臣が自衛隊の部隊等に警備を行わせようとするときには、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、防衛庁長官と国家公安委員会との間に協議させなければならないと規定しているが、かかる規定の趣旨如何。

(答)

1. 本条は、状況に照らし特別の必要がある場合に自衛隊の部隊等に自衛隊の施設等の警護を行わせることができるとするものであり、この場合において、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、防衛庁長官と国家公安委員会に協議させなければならないと規定しているところであるが、
2. これは、当該活動が施設の内部のみならず当該施設の警護にやむを得ない必要がある場合に、必要な限度で施設の外においても活動を行うことができるとするものであり、都道府県知事は、
 - ① 都道府県知事は、地方公共団体としての都道府県を統括し代表する機関であり、また、公選制により選ばれた存在であって、当該都道府県の民意を反映する者であること
 - ② 当該都道府県内における公共の秩序の維持に責任を有していることから、本条に基づく活動を行わせるに際し、警護の対象となる施設の所在する都道府県の知事の意見を聴くこととしたものである。
3. また、国家公安委員会は公共の秩序の維持について第一義的な責任を有することから、
 - ① 想定される脅威の見積もり
 - ② ①を踏まえた自衛隊の部隊等の活動の必要性及び警護の対象とすべき施設
 - ③ 警察機関が行うべき活動と自衛隊の部隊等の行う活動に係る役割分担等について、活動の実施主体たる自衛隊の部隊等を指揮監督する防衛庁長官に国家公安委員会との間であらかじめ協議を行わせることとしたものである。

問15 第81条の2第2項に規定する「関係都道府県知事」の範囲如何。

(答)

第81条の2第2項に規定される「関係都道府県知事」とは、同条第1項第1号又は第2号に規定する施設等が所在する都道府県の知事である。

問16 第81条の2第2項は、内閣総理大臣が警護出動を命ずる場合には、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、防衛庁長官と国家公安委員会との間で協議させることとしているが、これらの都道府県知事の意見や防衛庁長官と国家公安委員会との間の協議はどのように取り扱われるのか。

(答)

1. 新81条の2第2項は、内閣総理大臣が警護出動を命ずる場合には、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴くこととしている。
2. これらの関係都道府県知事の意見については、内閣総理大臣が警護出動を行う場合に考慮しなければならない要素であって、内閣総理大臣はこれを十分に踏まえて判断することとなる。
3. 具体的には、内閣総理大臣は、防衛庁長官と国家公安委員会との間での協議により作成された警護を行うべき施設等及び期間に関する案を基に、それらの指定を行うこととなるが、その際の重要な判断要素として、関係都道府県知事の意見が取り扱われることとなると考えられる。

更問 防衛庁長官と国家公安委員会との間の協議が整わない場合であっても、内閣総理大臣は、警護を行うべき施設又は施設及び区域並びに警護を行うべき期間を指定して、自衛隊の部隊による警護を命ずることができるのか。

(答)

1. 第81条の2の規定において、防衛庁長官と国家公安委員会との間で協議させることとする趣旨は、警護出動を命ずる場合は、治安出動を命ずる場合と異なり、一般の警察力を超えるような緊急事態が現実には生起している訳ではないため、国内の治安に関してもっとも知見を有する国家公安委員会と一般の警察力を超えるようなテロ攻撃に対処し得る能力を有する自衛隊との間で協議を行うことにより、事態に有効に対処し得るよう、一層慎重な手続を経た上で、出動に関して判断することとしたものである。
2. このため、未だ防衛庁長官と国家公安委員会との間の協議が整わない段階で、内閣総理大臣が自ら警護を行うべき施設や期間について指定して警護を命ずるといったことは、事態への有効な対処と慎重な手続の担保という趣旨からは行われるべきではなく、実際上も、内閣総理大臣が本条に基づく命令を発するに当たって、防衛庁長官と国家公安委員会との間の協議が整わないといった事態は想定し難い。

問16-2 何故、治安出動時のように、国会の事後承認としなかったのか。

(答)

1 第81条の2の規定による警護出動の際の手續については、以下のような点を考慮して、国会の事後承認の手續をとることとはしなかったところである。

① 治安出動時には、現実一般の警察力を超える緊急事態が生起していることから、事態を沈静化させるためには、自衛隊による鎮圧のための武器使用を含めて、強力な権限が与えられており、現実当該強力な権限を用いて、事態への対処が行われることが想定される。

一方、警護出動時には、未だ事態が現実に生起している訳ではなく、警護出動が発令されたからとって、自衛隊が武器の使用を含めて与えられた権限を行使して事態を沈静化させるといった能動的な行動を行うものではない。自衛隊がとる行動は、あくまでも施設の警護であり、権限を行使する場面も限定されている。

② 自衛隊に与えられる権限も、受動的かつ限定的である。具体的には、警護出動時に準用される警察官職務執行法第2条、第4条及び第6条については、警察官がその場にはいない場合に限り準用されるものであり、また、同法第5条及び第7条についても施設警護の目的のみに行使し得るものであり、さらに、大規模な侵害を排除するための武器使用権限についても、治安出動時の施設警護の際の武器使用権限(自衛隊法第90条第1項第1号)よりも一層抑制的かつ受動的な要件によるものとなっている。

③ 警護出動時に自衛隊が行動する地域は、警護対象施設(自衛隊の施設又は在日米軍施設)周辺に限定される(権限を行使し得る範囲が、施設外で行使する場合は、施設を警護するためやむを得ない必要がある場合に、必要な限度において行うことと明文で限定されている。)とともに、当該施設周辺に与える影響を含めて当該施設周辺の住民の意向については、別途、関係都道府県知事の意見を聴くことにより担保することとしている。

2 なお、地域的な事態を念頭においている要請による治安出動の下令に当たっては、関係都道府県知事の要請を要件として治安出動を下令することとし、国会の事後承認は要件としていないところである。

問17 警護を行うべき施設又は施設及び区域並びに期間を指定する理由如何。警護を行うべき施設又は施設及び区域並びに期間を指定する理由如何。

(答)

1. 第81条の2の規定による自衛隊の行動は、未だ大規模なテロリズムが発生していない段階で、そのおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要のある場合に行われるものである。
2. 同条第1項に規定される事態においては、一般に警察機関は十分にその機能を発揮している状態であることが想定されるところであり、その意味で法第81条の2は自衛隊の部隊等の行動は、かかる警察機関が行う活動を自衛隊が有する特別な能力を用いて補完するものであるといえる。
3. このように、同条に基づく自衛隊の部隊等の行動は警察機関一般の機能を代替するという性格ではないことから、自衛隊の部隊等がその能力を発揮して警護すべき対象を具体的に指定した上で行うこととしたものである。
4. さらに「期間」を定めて行うこととしたのは、同条が対象とする事態は未だ大規模なテロリズムのおそれがある段階にすぎず、その行動を行う期間も必要最小限に留まるべきものであることから、予め期間を定めて警護を行わせることとしたものである。

問18 第81条の2第3項の趣旨如何

(答)

1. 第81条の2第2項の規定により、内閣総理大臣は、部隊等に施設の警護を命ずる場合には、あらかじめ施設の警護を行う期間を定めることとされていることから、同期間の満了後には、自衛隊の部隊等は、警護を終了し、当然に撤収することとなる。
2. これに対し、第81条の2第3項の規定は、同条第2項の規定により設定された期間内であっても、諸要素に鑑み、部隊等の出動の必要性がなくなつたと認められる場合には、内閣総理大臣は、部隊等の撤収を命じなければならない趣旨である。

問19 施設の警備に当たる部隊は、終了期日に至った場合はどうするのか。改めて警護を行う場合はどうするのか。

(答)

1. 第81条の2の規定により施設の警護を命ぜられた部隊等が、指定された終了期日に至った場合には、出勤の根拠がなくなることから、同期日満了後に直ちに撤収しなければならない。
2. 施設の警護に当たる部隊が当該施設の警護の終了期日に至った後にも継続して警護を行う特別の必要がある場合には、改めて、新81条の2に規定する手続をとった上で、期間を指定して施設の警護を命ずることとなる。
3. この際、警護の終了期日まえに、終了期日の翌日から改めて指定する期日までの間の警護の実施について、内閣総理大臣から警護を命ぜられたときは、部隊等は、撤収を行うことなく、警護を継続することとなる。

問20 自衛隊法第86条を改正する理由如何。

(答)

1. 自衛隊法第86条の規定の趣旨

自衛隊法第86条は、防衛出動時、治安出動時、災害派遣時において、部隊又は機関（以下「部隊等」という。）が行動する場合、当該行動する部隊等と当該部隊等に関係のある都道府県知事、市町村長、警察消防機関その他の国又は地方公共団体の機関の間で、相互に緊密に連絡し、協力することを規定している。

2. 第86条を改正する趣旨

自衛隊の施設等の警備を命ずる場合には、内閣総理大臣は、防衛庁長官と国家公安委員会とに協議を行わせた上で命ずることとしているが、この規定とは別に、第86条を改正して、現場レベルでの連絡協力に関する規定を設ける趣旨は、

ア) 今般新設しようとする自衛隊の施設等の警備は、自衛隊法第76条、第78条等の規定により部隊等が行動する場合と同様に、任務遂行に当たり、実際にその現場において、一般国民に対して、避難・誘導等の措置をはじめとして土地・工作物等への立入その他の法律に基づく権限を行使することがあり得、その場合には、知事、市町村長及び警察消防機関等についても、それぞれに与えられた役割のために、住民等に対して同様に法律に基づく強制的な権限を行使することが考えられ、それに際しては、現地の部隊等と知事等との間では相互に調整すべき場合があり得ると考えられたこと、

イ) また、自衛隊の円滑な行動のため、市町村長等に協力を得る必要があり、反対に、自衛隊の部隊等も警備の任務を遂行するに当たり、都道府県知事や市町村長、警察消防に対して協力を求められることがあり得ることから、効果的な任務遂行のためには、本条の改正が必要であること、

といった点を考慮したものである。

問21 警職法第2条、第4条、第6条第1項、第3項及び第4項の規定が必要な理由如何。また、何故、警察官がその場にはない場合に限定しているのか。

(答)

1. 警職法第2条を準用する必要性について

対象施設の警護に当たる際には、当該施設に対する侵害を事前の準備段階で察知したり、実行着手後、可能な限り速やかに察知することが重要である。このため、当該施設の警護上重要な地点に立哨を立たせて監視を行い、また、施設周辺において徒歩又は車両により動哨を行うことが考えられる。

この立哨・動哨といった活動を行う際には、不審者・不審物を発見したり、あるいは侵害行為がまさに行われようとするのを察知するような場合がある。

不審者・不審物を発見した場合には、所要の連絡を行うとともに、質問を行い、必要な場合には派出所に連行するなど相手が侵害行為をたくらんでいないか否かの確認が必要となる。

上記のような立哨や動哨といった行動は、任意行為として行うものであるが、その際、明らかに不審であると認められるようなやむを得ない必要がある場合には、必要な限度において、これに対して、質問等所要の措置を行うこととなる。

ただし、この質問については、自衛官でなければならないといった性格のものではないため、4. で述べる理由により、警察官がその場にはない場合に限り行うことができることとするものである。

2. 警職法第4条を準用する必要性について

自衛官が、当該施設に対する侵害行為の着手を認めた場合に、周囲の一般住民への被害を防止するとともに、自衛隊が当該侵害行為の排除のための活動を効果的に実施する目的から、一般住民に対して、現に所在する場所を離れ、またはその場に引き留める等の措置をとる必要がある場合が想定される。

このような場合には、原則としては任意の活動として、避難を求めることとなるが、自衛隊が効果的な任務を遂行するなどの観点からやむを得ない必要がある場合には、必要な限度において、強制的にでも一般住民をその場から退避させる等の措置をとらなければならないことも想定される。このため、警職法第4条の規定による権限を自衛官に認める必要がある。

ただし、こうした活動についても、自衛官でなければならないといった性格のものではなく、4. で記述するとおり、警察官がその場にいる場合には警察官が行うことが適当であり、自衛官は、警察官がその場にはない場合において行うことができることとするものである。

3. 警職法第6条を準用する必要性について

当該施設周辺において動哨等により警戒活動を行う場合には、通常、任意行為として、他人に同意を求めた上で、他人の土地等に立入の上、不審者・不審物（爆発物）等の確認を行うことが想定される。しかし、自衛官が立哨・動哨等を行う場合に、侵害行為がまさに行われるのを認め、又は侵害行為の着手を認める場合が考えられ、このような場合に、立入等に関する同意を求めるとまがなかったり、又は拒否されたとしても、それを見過ごすような場合には警護の目的が果たせず、結果として極めて甚大な損害が発生することが考えられる。

このため、警職法第6条の規定による立入の権限を、やむを得ない必要がある場合に、必要な限度において、自衛官に認める必要がある。

ただし、こうした活動についても、4. で記述するとおり、警察官がその場にいる場合には警察官が行うことが適当であり、自衛官は、警察官がその場にはいない場合において行うことが適当である。

4. 警察官との権限の調整

自衛隊は、施設の警護を行うために必要な権限を行使し得るが、治安維持のための全ての権限を有する訳ではなく、あくまでも当該施設の警護のためやむを得ない必要がある場合に、必要な限度において行使し得るものである。

また、未だ緊急事態が発生している訳ではないことから、一般治安の維持に関する警察活動は、施設外において行われている。このため、警察官が行う当該施設の治安維持のための権限を含めた治安維持の責任と、自衛隊による治安維持の責任を調整する必要がある。

具体的には、発生している兆候が当該施設に対するものか、あるいは、それ以外のものか、なかなか区別が難しいものである。また、第一義的には、当該施設周辺における治安維持の責任は警察官が有しており、自衛官は当該施設の警備という観点から責任を有するものであるため、当該場所について第一義的に責任を有する警察官が、まず、その権限を行使する必要があり、自衛官が、職務質問や避難誘導、または土地の立入を行うような場合には、警察官がその場におらず、警察官を呼んでいるいとまがないような場合に、自衛官が行うことが適当であると考えられる。

更問 「長官の指定する者」とは誰か。

(答)

1. 現在、治安出動時における自衛隊法第89条第1項の規定により適用される警職法第4条の読み替えによる「長官の指定する者」とは、出動を命ぜられた方面総監又は師団長若しくは旅団長、地方総監又は総隊総隊司令官若しくは航空方面隊司令官若しくは南西航空混成団司令、又は長官直轄部隊等の長である。
2. 第81条の2の規定による警護出動に当たっても、作戦の基本となる部隊は、上

記と同様に、方面隊又は師団・旅団、地方隊、航空総隊又は航空方面隊・南西航空混成団、又は長官直轄部隊が派遣される場合には、当該直轄部隊となることが想定されるため、長官の指定する者とは、これらの部隊の長又は長官直轄部隊の長を指定することを考えている。

問 2 2 「第 8 1 条の 2 第 1 項の規定により出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する」の規定中「職務の執行」の具体的な内容如何。

(答)

第 8 1 条の 2 の規定による警護を行う自衛隊の部隊は、その行動の目的が特定の施設の警護であるため、当該特定の施設の警護を行う自衛官の「職務」とは、当該施設の警護である。

また、この職務を執行する際に行使し得る権限は、特定の施設の警護のために必要なものに限定される趣旨である。

問 2 3 警察官職務執行法第 5 条及び第 7 条を準用する必要性如何。

(答)

1. 自衛官が、侵害行為が着手されるのを認め、又はまさに侵害行為が行われようとするのを認めた場合には、警告を発するとともに、必要な場合には実力をもってその侵害行為を制止する必要があるため、警職法第 5 条の権限を自衛官に認める必要がある。
2. また、自衛官が当該施設に対する侵害行為を発見し、これを排除する場合に実力をもって制止を行ったとしても、相手の侵害を排除することができない場合が想定される。そのような場合には、武器を使用してこれを排除することが考えられる。
警職法第 7 条の武器の使用においては、自己又は他人に対する防護のほか、公務執行に対する抵抗の抑止のための武器の使用が認められている。また、正当防衛・緊急避難に該当する場合のほか、長期 3 年以上の兇悪な罪を現に犯し、若しくは既に犯したと疑うに足りる十分な理由がある者が自衛官の職務に抵抗する場合には、相手に対して人への危害を許容する場合の武器の使用が可能である。
警職法第 7 条の規定に基づく武器の使用としては、トラックが自衛官めがけて突入するような場合には、正当防衛の観点から相手に危害を与えることが許容され、タイヤを狙った射撃のみならず、当該運転手を狙った射撃が可能である。
3. なお、こうした侵害行為の実力による排除を行う場合については、例えば、強力な爆弾を車両に搭載して施設に突入させるような場合に、装甲車両を用いて制止させたり、あるいは強力な火力を発揮してこれを制止するなど、自衛隊の能力をもつてしなければ施設に対する侵害を防止し得ない場面が考えられる。このように、警察官をもっては代替し得ない能力を自衛隊が発揮するという点を考慮し、警職法第 5 条又は第 7 条については、警察官が現場に所在しない場合といった制限は設けないこととするものである。

問24 警職法第7条を超える武器の使用を規定する必要性如何。

(答)

1. 警職法第7条に規定する武器使用

警職法第7条の武器の使用においては、自己又は他人に対する防護のほか、公務執行に対する抵抗の抑止のための武器の使用が認められている。また、正当防衛・緊急避難に該当する場合のほか、長期3年以上の兇悪な罪を現に犯し、若しくは既に犯したと疑うに足りる十分な理由がある者が自衛官の職務に抵抗する場合には、相手に対して人への危害を許容する場合の武器の使用が可能である。

このため、トラックが自衛官めがけて突入するような場合には、警職法第7条の武器の使用として、正当防衛の観点から人に危害を与える武器の使用が可能であり、タイヤを狙った射撃のみならず、当該運転手を狙った射撃が可能である。

2. 警職法第7条の人に危害を与えることが許容されない場合

これに対し、例えば、小型航空機が事前に提出されたフライトコースから大幅に外れて飛行していたり、小型航空機が無断で使用されたりしたという情報があり、かつ、当該小型航空機が施設に向けて突入してくるような場合において、数度の警告にもかかわらず方向を変えず、かつ、およそ通常の飛行では考えられないほど急角度で当該施設に向けて突入してくるようなときにおいては、例えば、直前になってコースを変えることがあったとしても、その時点において上空で打ち落とす必要があるといった場合が考えられる。このような場合には、航空機の突入予測地点が滑走路など人が所在しないか、又は人の退避が可能な場所であることにより、正当防衛が成立しないことも考えられる。正当防衛が成立しないことにより、警職法第7条本文但書きの規定に該当せず、人に危害を与えることが許容されない場合であると考えられる。

さらに、上記のような場合には、警職法第7条第1号に規定する長期3年以上の兇悪な罪を現に犯していることに該当するか否かが問題となり得るが、侵害が将来の予測にとどまるような場合には、「現に罪を犯し」に当たらないと考えられる。

3. 結論

このため、施設の警護に当たる自衛官には、警職法第7条の規定による武器の使用の範囲を超えて、人に危害を与えることが許容される武器の使用が認められる必要がある。

問 2 5 「職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がない」とはどのような趣旨か。

(答)

1. 「職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれ」とは、仮にそのまま放置しておけば当該施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害、具体的には、爆弾を搭載した航空機が当該施設に突入するといったこと、又は爆弾を搭載したトラックが、門を突破して施設内に進入するような場合を想定している。
2. 明白な危険があるとは、例えば、航空機が、航空無線等を通じた警告に対して応答せず、あるいは警告を無視して当該施設に突入するコースで向かってくるような場合であって、航空機は未だ旋回して退避することはあり得たとしても、このまま突入を許すような場合には施設に対する侵害を防止することができないことが明白にであるような場合である。
3. この「大規模な破壊に至るおそれのある侵害」とは、反対に、当該施設に対し、例えば外柵を多少傷つけるような軽微な侵害に対しては、第91条の2第3項のような権限は行使されないことを担保している。

問26 警護出動時の自衛官の権限行使の範囲について、「施設又は区域の警護のためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、当該施設又は区域の外部においても行使することができる。」と規定する理由如何。

(答)

1. 第81条の2の規定による自衛隊の行動は、未だ大規模なテロリズムが発生していない段階で、そのおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要のある場合に行われるものである。
2. 同条第1項に規定される事態においては、一般に警察機関は十分にその機能を發揮している状態であることが想定されるところであり、その意味で法第81条の2は自衛隊の部隊等の行動は、かかる警察機関が行う活動を自衛隊が有する特別な能力を用いて補完するものであるといえる。
3. 安定的な国民生活のためには行政機関による権限の行使は必要最小限に留まるべきことは自明であるが、同条においては警察機関が十分に機能していることにもかんがみ、自衛官の権限行使の範囲が必要以上に拡大することのないよう、自衛官が施設外においてその権限を行使する場合には「やむを得ない必要があるとき」に「その必要な限度」で行うことを法文上明らかにしたところである。

問 2 7 警護出動時には、海上において自衛隊が活動を行うことはないのか。

(答)

警護の対象となる施設の中には、港湾、造修補給所（ドック）や燃料貯蔵所、弾薬庫等のように、海に隣接しており、陸上における警護のみによっては有効に防護し得ないものがあり、これらを防護するためには、海上においても自衛隊が行動することが必要となる。

更問 海上において不審な船舶が発見された場合に、港湾を警護している自衛隊の部隊等はどうに対応するのか。海上警備行動を下令して対応するのか。

(答)

1. 洋上において不審な船舶を発見した場合には、まず、海上における治安の維持に関して第一義的に責任を有する海上保安庁が対応することとなる。
2. また、当該洋上における船舶に対して、海上保安庁では対処し得ないような場合には、自衛隊の部隊に海上警備行動を下令して対応することとなる。
3. 一方、当該不審な船舶が海上保安庁が立入検査等を実施しようとしているにもかかわらず、これに従わずに自衛隊の部隊により警護している施設に近接するような場合には、もはや当該船舶に対して自衛隊により停船等を求めたとしても間に合わないため、港湾を警護している自衛隊の艦艇が強制的に制止させ、又は武器を使用して停船させることが考えられる。

問28 警護出動時の権限に海上保安庁法（第16条、第17条第1項及び第18条）の規定を準用しない理由如何。

(答)

1. 港湾施設に対する侵害を防止するため自衛隊の部隊等により、当該港湾施設の警護を行う場合においては、基本的には、陸上施設部分から湾内の警戒、監視活動を行うこととなるが、必要に応じ、タグボート等により、港湾施設の周辺において、監視活動を行うこととなる。

また、洋上の監視活動については、常続的に行っているものではあるが、必要に応じ、艦艇又は航空機による警戒・監視活動を強化して行うこととなる。

2. このような監視活動に当たり、海上においては、陸上と異なり、視界を遮断するものが少なく、航空機及び艦艇を用いた監視活動により、比較的早期に不審船舶を発見することが可能である。洋上において不審な船舶が発見され、これが我が国沿岸に近づくような場合には、海上保安庁がこれに対応するとともに、当該不審な船舶が強力な武器を装備しているなど、海上保安庁による対応が著しく困難な場合には、海上警備行動を発令して自衛隊の部隊によりこれに対処することとなる。

3. 警護出動を命ぜられた自衛隊の部隊等は、仮に海上保安庁の船舶又は海上警備行動を命ぜられた自衛隊の艦船による立入検査を忌避し、制止（挟撃や乗り込み等の措置）を無視して自衛隊又は米軍施設に切迫してくる船舶に対し、警護対象施設を警護するためやむを得ない必要があると認める場合には、港湾に近接した場所において対処することとなると考えられる。

このように制止を無視して施設に急迫する船舶に対しては、通常、立入検査を求める暇がなく、場合によっては、警護対象施設が侵害を受けようとする明白な危険が差し迫っている状況が想定される。

4. 一方、洋上において不審な船舶は発見し得なかったが、港湾施設周辺において不審な小型船舶が発見され、当該船舶が警告を無視して自衛隊の港湾施設に近づくような場合が考えられる。このような場合においても、当該船舶に対して停止を求め、また、立入検査を行うなどの時間的な余裕があるとは想定されず、さらに、当該小型の船舶が仮に爆弾テロを仕掛けてくるような場合には、船舶を停止させて立入検査を行うことは極めて危険であるため、当該船舶が強力な爆弾を搭載しているなど大規模な破壊に至るおそれのある侵害をもたらすことが明白であり、施設を防護するためやむを得ない必要があると認められる場合には、新91条の2第3項の規定により、当該船舶に対して、スクリュー等に対して射撃を行い停船させることが考えられる。

5. 上記のような対処を念頭に置けば、海上における警護出動において、海上保安庁法第16条、第17条第1項及び第18条の規定を適用する場面は想定し難いため、これらの規定を準用する必要はないと考えられる。

問 29 自衛隊法第 22 条第 1 項を改正する理由如何。

(答)

1. 自衛隊法第 22 条第 1 項は、防衛出動、治安出動の際において、自衛隊が特別の部隊を編成し、又は所要の部隊をその隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下におくことができる旨規定されている。
2. 「特別の部隊」とは、例えば、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊による混成部隊やいずれか 2 つによる混成部隊が考えられ、また、所要の部隊をその隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下におくとは、例えば、陸上自衛隊と海上自衛隊により、沿岸部で共同作戦を行う場合に、海上自衛隊の輸送艦を陸上自衛隊の師団の一部指揮下において上陸作戦を行うことなどが考えられる。
3. 新 81 条の 2 の規定による警護出動に際しても、例えば港湾施設の警護を行うに際しては、陸上自衛隊と海上自衛隊による混成部隊をつくることなどが考えられ、自衛隊法第 22 条第 1 項を改正し、新 81 条の 2 の規定による警護出動をこれに追加することとしている。

問30 自衛隊法第75条の4の規定を改正して、新81条の2の警護出動の際に即応予備自衛官を使うことができるよう措置しない理由如何。

(答)

1. 即応予備自衛官については、治安出動に当たっては、事態が緊迫し治安出動が予測される場合か、一般の警察力を超えるような緊急事態が発生した場合に招集することとしており、災害派遣に当たっては、天災地変その他の災害に際して下令することとしているものである。
2. 一方、新81条の2の規定による警護出動は、治安出動や災害派遣と異なり、何らかの緊急事態が発生しているわけではないといった状況において下令されるものであり、具体的な作戦が逐次行われるといった状況ではない。また、警備出動時には、基本的には、自衛隊の施設又は米軍の施設内において駐屯し続けることが考えられ、同施設を拠点として活動するものである。
3. このため、警護出動時には、後方支援のための所要が膨大に発生するといった状況が想定されず、後方の陣地の守備や前方の部隊の予備等としての意味合いも有する即応予備自衛官の招集については、見送ることとしたものである。

問31 第81条の2の規定による警護出動を命じられた自衛官に対して罰則規定を設けない理由如何。

(答)

1. 治安出動時の自衛官については、現行自衛隊法上、第119条第1項第6号、及び第120条の規定による罰則が適用されている。
2. これに対し、新81条の2の規定による警護出動の際には、治安出動とは異なり、緊急事態が発生している訳ではなく、特に警護出動時であるからといって治安出動と同程度までの罰則を求めずとも、平素における規律の中で対応し得るものと考え、罰則については、平常時と異なる特別の規定を設けることはしないこととしたところである。

問32 自衛隊法第107条第4項を改正し、第81条の2の規定による警護出動時について、航空法の適用除外規定を設けなかった理由如何。

(答)

1. 自衛隊法第107条第4項では、治安出動を命ぜられた場合、又は災害派遣を命ぜられた場合において、航空法第79条（離着陸の場所）、第80条（飛行の禁止区域）、第81条（最低安全高度）の規定の適用が除外されている。
2. これらの規定を第81条の2の規定による警護出動時において適用除外しなかった理由は、
 - ① 警護出動は、特定の施設の警護を行うために当該特定の施設及びその周辺において活動するものであるため、自衛隊が展開し、活動する地域はあらかじめ特定されており、同地域から離れて不特定の地域で活動することが想定されないこと、
 - ② このため、必要な場合には、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けて対応することが可能であること、
 - ③ 活動の地域が自衛隊の施設又は在日米軍の施設であるため、例えば航空法第79条の規定についても、飛行場（場外離着陸場を含む。）が存在していることが想定されることを考慮し、適用除外規定を設けなかったところである。

問33 自衛隊の行動に係る規定には、「出動」、「行動」、「派遣」といった用語が使用されているが、それぞれの相違如何。

(答)

1. 「自衛隊の行動」に係る規定について

自衛隊法上「自衛隊の行動」として同法第6章に規定されているものには、防衛出動(第76条)、治安出動(第78条、第81条)、海上における警備行動(第82条)、災害派遣(いわゆる災害派遣のほか、地震防災派遣、原子力災害派遣を含む。第83条、第83条の2、第83条の3)及び領空侵犯に対する措置(第84条)がある。

2. 自衛隊の「出動」について

(1) 自衛隊法上、「自衛隊の行動」のうちでも、「出動」は、「防衛出動」(第76条)と「治安出動」(第78条、第81条)のみである。治安出動には、命令による治安出動(第78条)と要請による治安出動(第81条)がある。

自衛隊が「出動」する事態は、「外部からの武力攻撃(そのおそれのある場合を含む。）」、「間接侵略その他の緊急事態」又は「治安維持上重大な事態」であり、いわば国家の存立にかかわるような重大な緊急事態であり、このように自衛隊がその有する能力を可能な限り発揮して対応しなければならないような場合に、「出動」という用語が用いられている。

(2) このような重大な緊急事態に対処するために「出動」し、必要な職務を行うに当たっては、職務執行のために必要な強力かつ広範な権限が自衛隊法上認められている。(自衛隊法第7章「権限」中に規定)

即ち、防衛出動時には、我が国を防衛するため必要な武力の行使が認められる(第88条)ほか、防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限として、警察官職務執行法、自衛隊法第90条、海上保安庁法第16条、第17条第1項及び第18条の規定の準用による権限の行使が認められている。

また、治安出動時には、警察官職務執行法、自衛隊法第90条、海保庁法第16条、第17条第1項及び第18条の規定の準用による権限の行使が認められている。なお、防衛出動時及び命令による治安出動時においては、内閣総理大臣は、海上保安庁を統制下に入れることができる(第80条)。

自衛隊に警察官職務執行法上の権限が武器の使用を含めて適用される場合(自衛隊がいわば警察力として、警察活動を実施する場合)は、現行法上、防衛出動と治安出動の場合に限られている。

(3) 以上のように「出動」は、自衛隊の行動の中でも最も重大なものであり、殊

に強力な権限行使を伴う点で我が国国民及び近隣諸国に与える影響も大きい
ため、その命令を発する場合の手續についても、「出動」を命じることが
できるのは、内閣総理大臣とされているなど、特に慎重な手續が設けら
れている。

- (4) 上記のように、「出動」の用語は、事態の重大性、広範な権限の付与、慎重な
手續の必要性といった点を考慮して、内閣総理大臣が発令権限を有する自衛隊の
行動を表す場合に用いられている。

2. 自衛隊の部隊の「行動」について

自衛隊法上「行動」の用語は、「海上警備行動」についてのみ用いられている。

この「行動」との用語は、海上警備行動に鑑みると、

- (1) 事態については、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため
特別の必要がある場合であり、この「特別の必要がある」とは、警察機関（海
上保安庁）では対応が不可能又は著しく困難な場合と解されてきている。このた
め、生起している「事態」自身の強弱は問わないが、平素からという訳ではなく、
警察機関では対応が困難であるといった「特別な必要がある」場合に限定されて
いる。
- (2) 海上警備行動時の権限については、海上保安庁法を準用しており、武器の使
用を含め、海上における広範な権限が付与されている。ただし、自衛隊法第90
条のような警察機関では認められないような武器の使用は認められていない。
- (3) 手續についても、防衛庁長官の命令により、内閣総理大臣の承認を得て当該
「行動」を命じることができることとされている。
- (4) 以上より、「行動」は、警察機関では対応が困難な場合において、自衛隊がそ
の有する能力を発揮した武器の使用を含む部隊行動であるが、生起している事態
の重大性（生起している場所が海上であることも含まれる。）や権限の面で「出
動」よりも一レベル下のものであり、手續についても、内閣総理大臣の承認によ
り行うことができるものである。

3. 自衛隊の部隊の「派遣」について

自衛隊の部隊の「派遣」については、災害派遣（自衛隊法第83条。地震防災派
遣、原子力災害派遣を含む。）、とPKOへの自衛隊の部隊等の派遣がある。

(1) 災害派遣

災害派遣については、都道府県知事その他の者（海保庁長官等）、が天災地変
その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があり事態やむを得ない
と認める場合に、長官又はその指定する者（師団長等）部隊の派遣を命じること
ができる。この場合の権限は、警察官がその場にいない場合に限り、警職法第4
条及び第6条の規定が適用される。

災害派遣については、そもそも武器を保有する実力組織である自衛隊の能力を活用するとの観点から実施されているものであり、武器を使用する権限を有しない活動である。

このため、本来的に自衛隊の本来的に有する能力の発揮というよりも、自衛隊の能力を活用する場面であり、手続的にも簡易な手続で実施されている。

(2) なお、上記とは別に国際平和協力業務を自衛隊が行う場合について、いわゆる本体業務を行う場合には、国会の承認を得て自衛隊の部隊等の派遣を行うことができることとされている。

これは、武力の行使を行う目的とは異なる趣旨での自衛隊の部隊の海外への派遣であることから、「派兵」とは異なる趣旨で、「派遣」の用語を用いているものである。

更問 今般新設した「警護出動」は、何故「出動」の用語を用いたのか。むしろ「警護行動」とすべきだったのではないか。

(答)

今般新設した「警護出動」は、その発令に際し、

- (1) 緊急事態が生起している訳ではないが、社会に不安若しくは恐怖を与える目的での多数人の殺傷又は重要なものの破壊が行われるおそれのある場合であり、そのような重大なテロ事件がいつ何時発生してもおかしくないような状況であること、
- (2) 警察官職務執行法の規定が武器の使用を含めて適用されており、かつ、自衛隊法第90条第1項第1号類似の武器使用権限も認められていること、
- (3) 上記を考慮し、発令権者は、内閣総理大臣としたこと
- (4) 内閣総理大臣の命令は、「出動」と整理してきたことを考慮し、今般の行動類型においても、「出動」としたところである。

第95条の2関連論点集

問1 自衛隊法第95条の2の立法趣旨如何。

問2 自衛隊法第95条の2に規定する警護対象の考え方如何。

問3 自衛隊法第95条と異なり、第95条の2の適用を本邦内に限定するのはなぜか。

(更問 自衛隊法第95条の2を海外でも適用可能とすべきではないか。)

問4 自衛隊法第95条の2と第95条との武器使用権限の差異如何。

問5 自衛隊法第95条の2に規定する「警護」の意義如何。

問6 自衛隊の営舎を警護するのであれば、部隊等の長についても警護すべきではないか。

問1 自衛隊法第95条の2の立法趣旨如何。

(答)

- 1 先般の米国における同時多発テロ事件においては、米国防省がハイジャックされた航空機による攻撃を受けるなど、軍関係の施設が標的とされる可能性の問題が指摘されたところ、今般の自衛隊法改正により、本邦内にある自衛隊の施設等に対する破壊行為等による被害を防止するため特別の必要がある場合の自衛隊の行動として、自衛隊の施設等の警護出動の制度（自衛隊法第81条の2）を設けることとしている。

- 2 かかる自衛隊の施設等の警護出動については、例えば今般の米国における同時多発テロ事件のような事案が発生した後の、我が国における同種の事案の発生の蓋然性に対処しようとするものである。したがって、内閣総理大臣が、本邦内にある自衛隊の施設又は米軍の施設及び区域に対する破壊行為等による被害を防止するため特別の必要があると認めるときに、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、防衛庁長官と国家公安委員会との間で協議をさせた上で、警護すべき施設等と期間を定めて発令すとの手続きを設けている。
これは、従来の治安出動の要件である緊急事態の認定を不要とするものであるものの、まったくの平素から実施されるものではないことを示す。

- 3 一方、平素からの自衛隊の施設の警護については、従来から、施設管理権に基づく一般的な、武器使用権限を伴わない形態による警護（警備）のみを行ってきているところ、平素から武器使用権限を伴った形態による警護については、自衛隊法第95条に列挙される武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料を職務上警護する場合に限定されていたという事情がある。

- 4 かかる自衛隊の施設の警護の実情に対し、先般の米国における事件の教訓から、平素から一定の武器使用権限を伴った形態による施設の警護の必要性が指摘されたところであり、今般、自衛隊法第95条の2を新設し、一定の要件に該当する自衛隊の施設について、武器使用権限を伴った形態による警護を可能とすることとしたものである。

問2	自衛隊法第95条の2に規定する警護対象の考え方如何。
----	----------------------------

(答)

1 自衛隊法第95条は、自衛隊の武器等について、平素から武器使用権限を伴った形態での警護を可能とするものであるが、同条の警護対象についての考え方は、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段で、破壊されたり、奪取されたりした場合には我が国の防衛力が著しく低下するおそれのあるものを防護するというものである。

その警護対象としては、武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備又は液体燃料が列挙されており、それらの防護のための武器の使用については、それらと密接不可分な関係を有し、それらの破壊等に伴って危険にさらされる人（武器等と一体となってそれらを操作している者を含む）についても、防護すべき対象として法文上明記されているところである。

ここにおいて、飛行場の滑走路や港湾施設のような自衛隊の施設については、奪取は不可能であり、また、通常その破壊が容易でなく長時間を要することから、一般警察力による防護が可能と考えられていたため、自衛隊法第95条の警護対象とはされてこなかった。

2 しかしながら、先般の米国における同時多発テロ事件の教訓は、平時においても、従来は破壊が容易でないと考えられていた施設に対する大規模な破壊行為が可能であることを示すものであったため、従来は自衛隊法第95条の警護対象としていなかった自衛隊の「施設」についても、何らかのかたちで警護対象とすべきとされたものである。

3 これら自衛隊の「施設」の警護については、①「施設」が有する特性としての平面的又は立体的な広がり、及び②武器を使用してでも保護すべき法益を整理した結果、次に掲げる「施設設備」が所在する「自衛隊の施設」を警護対象とすることとした。

(1) 自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電機通信設備、無線設備又は液体燃料を保管し、収容し又は整備するための施設設備

(→自衛隊に特有の武器等に着目し、それらの保管・収容・整備を行うとの観点から、部隊の即応体制を整えて防衛力を発揮するために不可欠であり、我が国の防衛力を構成する重要な基盤となる施設設備)

(2) 営舎

(→自衛隊に特有の部隊の自衛官に着目し、それらが集団で居住しているとの観点から、部隊の即応体制を整えて防衛力を発揮するために不可欠であり、我が国の防衛力を構成する重要な基盤となる施設設備)

(3) 港湾又は飛行場に係る施設設備

(→自衛隊に特有の船舶又は航空機の運用に着目し、それらの運用のベースとなるとの観点から、部隊の即応体制を整えて防衛力を発揮するために不可欠であり、我が国の防衛力を構成する重要な基盤となる施設設備)

- 4 また、上記(1)～(3)に掲げた「施設設備」については、自衛隊法第95条の警護対象となる武器等とは異なり、①一定の建造物又は工作物の類であって可搬性を有するものではないこと、②通常、駐屯地や基地といった一定の面的範囲を画する、いわゆる「自衛隊の施設」内に、散在した位置関係で固定的に所在するものであること、③駐屯地、基地等のいわゆる「自衛隊の施設」においては、通常、当該「自衛隊の施設」を職務上警護(警備)する要員が配置されていることを踏まえ、武器使用権限を伴った形態での自衛隊の「施設」の警護については、その対象をいわゆる「自衛隊の施設」とすることとしたものである。

問3 自衛隊法第95条と異なり、第95条の2の適用を本邦内に限定するのはなぜか。

(答)

- 1 自衛隊法第95条の2は、平時における国内治安維持には警察機関が当たるものとの原則の例外として、第95条の武器等の保管・収容・整備のための施設設備や営舎、滑走路、係留施設等を包摂する面的な広がりを持った「自衛隊の施設」の第一次的な警護の任務を自衛官に与えるものである。これは、そのような「自衛隊の施設」が、それぞれ全体として我が国の防衛上特殊な重要性を有している区域であることによるものである。
- 2 国際平和協力法、自衛隊法第100条の8、対テロ特措法等に基づき自衛隊の部隊が海外に派遣された場合、第95条の武器等は運搬・移動が可能であるので、これを海外に携行等することが当然に想定されるのに対し、第95条の2の「自衛隊の施設」を海外に持ち出すことは想定され得ず、両者の防護対象は質的に異なっている。
- 3 また、海外におけるそれらの活動は、我が国の防衛に直接かかわるものではなく、したがって、仮に海外に派遣された自衛隊の部隊等が派遣先国において上記のような施設設備を含む区域を設営することがあったとしても、それが我が国の防衛に直接必要なものとして設営されたと言うことは困難である。
- 4 このように、我が国の防衛上特殊な重要性を有している区域としての「自衛隊の施設」は本邦内にあるものしか想定されないので、第95条の2の適用を本邦内に限定することとしたものである。

更問 自衛隊法第95条の2を海外でも適用可能とすべきではないか。

(答)

第95条の2は、我が国の防衛上特殊な重要性を有している区域としての「自衛隊の施設」の警護について規定するものであり、海外に派遣された自衛隊の部隊等が宿营地その他の区域を設営した場合を想定しても、当該区域が我が国の防衛に直接必要なものとして設営されたと言うことは困難であるので、海外に設営された区域の警護についてまで、このような考え方をとることはできない。

問4 自衛隊法第95条の2に規定する「警護」の意義如何。

(答)

自衛隊法第95条の2に規定する「警護」とは、警護の対象となる施設が破壊されたり、施設内の人が殺傷されることがないように、施設の内部及びその周囲を監視するとともに、侵害行為に際しては、これに即応して行動し、当該施設又はその内部に所在する人への被害を未然に防止するため必要な措置をとることをいい、自衛隊法第81条の2に規定する「警護」と同義である。

問5 自衛隊法第95条の2と第95条との武器使用権限の差異如何。

(答)

- 1 自衛隊法第95条の規定に基づく武器使用については、次のような整理がなされているところ(平成11年4月23日衆・指針特委への提出資料)。
 - (1) 武器を使用できるのは、職務上武器等の警護に当たる自衛官に限られていること。
 - (2) 武器等の待避によってもその防護が不可能である場合等、他に手段のないやむを得ない場合でなければ武器を使用できないこと。
 - (3) 武器の使用は、いわゆる警察比例の原則に基づき、事態に応じ合理的に必要と判断される限度に限られていること。
 - (4) 防護対象の武器等が破壊された場合や、相手方が襲撃を中止し、又は逃走した場合には、武器の使用ができなくなること。
 - (5) 正当防衛又は緊急避難の要件を満たす場合でなければ人に危害を与えてはならないこと。

- 2 かかる第95条に基づく武器使用との比較において、第95条の2の規定に基づく武器使用については、次のような特性がある。
 - (1) 我が国の防衛力を構成する重要な基盤である「施設設備」が所在する「自衛隊の施設」の全部又は一部を職務上警護する自衛官が、武器を使用できること。
 - (2) 職務遂行の場所については、当該「自衛隊の施設」の内部全体に及ぶものであり、特定の「施設設備」の周囲に限定されるものではないこと。
 - (3) 武器の使用は、第95条と同様に、いわゆる警察比例の原則に基づき、事態に応じ合理的に必要と判断される限度に限られていること。
 - (4) 武器使用の目的は、①職務遂行、②自己防護及び③他人防護とされていることから、警察官職務執行法第7条と同様である。
 例えば、特定の「施設設備」が破壊されたとしても、当該「施設設備」が所在する「自衛隊の施設」の内部であれば、警護職務の遂行のために武器を使用することができる。また、「自衛隊の施設」内に所在する人であれば、特段の区別なく、防護のための武器の使用が可能である。
 なお、自衛隊法第96条は、司法警察職員としての警務官が警職法第7条の権限を行使しうるとしているが、部内の犯罪捜査等にも対応するものであり、第95条の2が施設の警護という職務のみに当たって武器使用を可能としていることと、その趣旨を異にするものである。
 - (5) 危害許容要件については、第95条と同様に正当防衛又は緊急避難に該当する場合に限られ、警職法第7条第1号のような重大凶悪犯人が抵抗する場合などは含まれない。

問6 自衛隊の営舎を警護するのであれば、部隊等の長についても警護すべきではないか。

(答)

- 1 自衛隊法第95条の2は、自衛隊に特有の武器等、部隊の自衛官又は船舶若しくは航空機に着目し、それぞれの観点から、部隊の即応体制を整えて防衛力を発揮するために不可欠であり、我が国の防衛力を構成する重要な基盤となる施設設備が所在する自衛隊の施設を警護するとの趣旨を有する。
- 2 営舎については、かかる考え方から、自衛隊に特有の部隊の自衛官に着目し、それらが集団で居住しているとの観点から、部隊の即応体制を整えて防衛力を発揮するために不可欠であり、我が国の防衛力を構成する重要な基盤となる施設設備であると考えており、かかる営舎が所在する自衛隊の施設について、警護対象とすることとされている。
- 3 また、かかる営舎の所在する自衛隊の施設を職務上警護する自衛官には、警察官職務執行法第7条に類似の、自己又は他人の防護に加えて、職務遂行のための武器使用をも認める権限を付与することとされている。
- 4 したがって、自衛隊法第95条の2については、その趣旨として、自衛隊の高級幹部等を警護するとの目的を有しないものではあるが、駐屯地、基地等のいわば自衛隊の施設全体を警護する反射的効果として、部隊等の長が当該自衛隊の施設内にある限り、同条に基づく警護の効果が及び得るものと考えている。

(総論)

問1 今般の自衛隊法改正案の概要について問う。

(治安出動下令前の情報収集の際の武器使用)

問2 治安出動下令前に行う情報収集時の武器の使用について具体的内容を問う。

(更問) 防衛庁設置法第5条第18号による情報収集と本規定の違いは何か。

問3 治安出動下令前の情報収集を命ずるに当たり、国家公安委員会との協議及び内閣総理大臣の承認を必要とすることとした理由を問う。

(更問) このような手続では、緊急を要する情報収集に支障を来すのではないか。

問4 武器を持って情報収集に行き、武装工作員等を発見した場合に武器を使用するのであれば、実態としては治安出動と同じであり、内閣総理大臣による命令及び国会の承認といった治安出動命令の厳格な要件に抜け道を作るものではないか。

問5 「当該事態の状況の把握に資する情報の収集を行うため特別の必要がある」とはどのような場合か。

問6 「当該者が所在すると見込まれる場所及びその近傍」の「近傍」とは、具体的にどのような範囲か。実態としては、武器を携行する自衛隊の部隊は無限定に活動することとなるのではないか。

問7 自己防護のための武器使用が可能とのことだが、付近の住民が殺傷されようとしていた場合に、情報収集に当たる自衛官は、当該住民を防護し得るのか。

問8 使用できる武器の種類に制限はあるのか。

(治安出動下令前の自衛隊の対応関連)

問9 新79条の2の規定において、治安出動下令前に行う情報収集の要件を、「小銃、機関銃、砲、化学兵器、生物兵器その他その殺傷力がこれらに類する武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合」と規定している趣旨如何。

問 10 今般の法改正により、下甌島不法入国事案のようなケースに対応できるようになるのか。

(治安出動時の武器使用権限)

問 11 治安出動時の武器使用権限の改正内容について問う。

問 12 今回の改正は、暴動対処のための治安出動の目的を武装工作員等対処にまで拡大解釈しようとするものではないか。

(更問) 武装工作員等への対処は、本来は防衛出動で対応すべきものではないか。

問 13 「所持していると疑われる相当な理由のある者」まで対象とすることは、実態としては対象が無限定となるのではないか。

(不審船対処)

問 14 不審船対処に係る法改正の概要について問う。

問 15 この法改正により、平成 11 年 3 月の能登半島沖不審船事案のような事案に適切に対処できるようになるのか。

問 16 危害射撃が認められる不審船であるとの要件認定を防衛庁長官が行うこととする理由を問う。

(更問) 防衛庁長官による要件認定では、迅速な対応ができないのではないか。

問 17 危害射撃が認められる不審船と認定するための要件について問う。

問 18 今般の法改正は、能登半島沖不審船事案の教訓・反省事項を踏まえて海上警備行動時の武器使用のあり方を検討するものとされていたが、海上警備行動時の権限のほか、治安出動のみならず防衛出動時の権限まで改正することとした理由如何。

(更問) 治安出動時及び防衛出動時に今般の法改正に係る武器使用を行う場合とは、具体的にどのようなケースが想定されるのか。

(更問) 防衛出動時の権限を改正することは、有事法制の検討の先取りではないか。

- 問 19 この改正により、爆弾を積載した船舶による自爆テロも防止できるのか。
- 問 20 この改正により、不審船を撃沈できるようになるのか。
- 問 21 海上自衛隊と海上保安庁が連携して適切に不審船に対処できる態勢をとるべきではないか。

問1 一般の自衛隊法改正案の概要について問う。

(応答要領)

1 今回の自衛隊法改正案は、米国における同時多発テロを踏まえ、次の3点を内容とする改正を行うものである。

- (1) 自衛隊が、自衛隊の施設及び駐留米軍の施設・区域の警護を行えるようにすること
- (2) 武装工作員等及び不審船事案への対応
- (3) 秘密保全のための罰則強化

2 具体的には、以下の通りである。

(1) 第1点目として、自衛隊が自衛隊の施設及び駐留米軍の施設・区域の警護を行えるように、

- ① 我が国における米軍施設及び区域等に対する警護に万全を期するため、自衛隊の部隊等による警護出動の制度を新設するとともに、
- ② 平常時における自衛隊施設の警護のための武器使用の規定を整備するものである。

(2) 第2点目として、武装工作員及び不審船事案への対処として、3つの内容の改正を行うものである。

- ① 第1に、治安出動時における警職法の範囲を超えた武器使用権限として、武装して暴行・脅迫を行う一定の者を鎮圧する場合を追加すること、
- ② 第2に、治安出動下令前の事態緊迫時における情報収集の規定を新設するとともに、その際の自己防護のための武器使用権限を新設すること、
- ③ 第3に、海上警備行動時等において一定の要件に該当する船舶を停船させるために行う射撃について、人に危害を与えたとしてもその違法性が阻却されるよう、所要の規定を整備することである。

(3) 第3点目として、秘密保全のための罰則を強化するため、我が国の防衛上特に秘匿することが必要な重要な秘密を漏えいした一定の者を従来に比し重い刑罰に処する規定等を新設するものである。

(運・企)

(官・文)

(防・防)

(防・調)

問2 治安出動下令前に行う情報収集時の武器の使用について具体的内容を問う。

(応答要領)

- 1 今回の自衛隊法改正において、治安出動下令前に行う情報収集時の武器の使用について新たに規定することとしているが、これは、武装工作員等が我が国に侵入するなど外部からの武力攻撃に当たらないような不法行為に有効に対処できるよう、自衛隊の部隊が治安出動下令前の事態緊迫時において情報収集を行うに際し、自己防護のための武器使用が可能となるよう措置するものである。
- 2 具体的には、以下の規定を新設するものである。
 - (1) 防衛庁長官は、
 - ①治安出動命令が発せられること、及び
 - ②小銃、機関銃等の武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合において、当該事態の状況の把握に資する情報の収集を行うため特別の必要があると認めるときは、国家公安委員会と協議の上、内閣総理大臣の承認を得て、武器を携行する自衛隊の部隊に当該者が所在すると見込まれる場所及びその近傍において、当該情報の収集を行うことを命ずることができる。
 - (2) 上記の規定による情報収集の職務に従事する自衛官は、当該職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

更に、防衛庁設置法第5条第18号による情報収集と本規定の違いは何かと問われた場合

(応答要領)

- 1 自衛隊は、防衛庁設置法第5条第18号の規定に基づき、平素から、所掌事務の遂行に必要な情報収集を行うことが可能である。
- 2 これに対し、本規定による情報収集は、事態が緊迫し、治安出動の下令が予測される場合において、自己防護のための武器使用権限を付与した上で情報収集に当たることが必要な場合に命ぜられるものである。

(運・企)

(官・文)

(防・防)

問3 治安出動下令前の情報収集を命ずるに当たり、国家公安委員会との協議及び内閣総理大臣の承認を必要とすることとした理由を問う。

(応答要領)

- 1 今回の法改正において、治安出動下令前に行う情報収集については、防衛庁長官は、国家公安委員会と協議の上、内閣総理大臣の承認を得て、武器を携行する自衛隊の部隊に情報収集を命ずることができることとするものである。
- 2 国家公安委員会との協議の規定については、①国家公安委員会は、国内の治安状況について最も的確に把握する立場にあると考えられることから、当該治安状況が武器を携行する自衛隊の部隊による情報収集を行う必要があるか否かについて協議する必要があるとともに、②既に対処に当たっていると想定される警察と情報収集に当たる自衛隊の部隊の任務分担等の枠組みについて協議する必要があるため、これを設けることとしたものである。
- 3 また、内閣総理大臣の承認の規定については、情報収集に当たる自衛官の武器使用は、当該職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要がある場合に限られるものではあるものの、強力な武器を所持した者と遭遇した場合には、隊員や相手方に危害が生じ、場合によっては、第三者の生命・財産にも被害が及ぶことも否定はしきれないことから、武器使用権限を付与して行う情報収集に当たっては、内閣全体として慎重に判断する必要があるため、これを設けることとしたものである。

更に、このような手続では、緊急を要する情報収集に支障を来すのではないかと問われた場合。

(応答要領)

1 武器を携行する自衛隊の部隊による情報収集を命ずるのは、事態が緊迫している場合であり、そのような場合には、既に警察との間では緊密な調整を行っているものと考えられ、国家公安委員会との協議により、下令が遅れるということはないものと考えられる。

2 また、内閣総理大臣の承認についても、事態発生当初から内閣全体で情報を集約して対応していることが想定されるため、内閣としての意思決定に改めて時間を要することはないと考えられる。

更に、内閣総理大臣の承認に必要な閣議決定の手続については、その一層の迅速化を図るための措置についても、本法改正と併せて検討しているところであり、自衛隊による情報収集が可能な限り迅速に対応できるよう努めてまいりたい。

(運・企)

(官・文)

(防・防)

問4 武器を持って情報収集に行き、武装工作員等を発見した場合に武器を使用するのであれば、実態としては治安出動と同じであり、内閣総理大臣による命令及び国会の承認といった治安出動命令の厳格な要件に抜け道を作るものではないか。

(応答要領)

- 1 今回の法改正により新設する治安出動下令前の情報収集の規定は、事態が緊迫し、治安出動命令が発せられること及び小銃等で武装した者による不法行為が行われることが予測される場合において、内閣総理大臣が治安出動を下令すべきか否かを判断する際に必要な情報を収集するために自衛隊が行動する規定を設けるとともに、情報収集の際に有効に情報収集が行えるよう、自己又は自己と共に情報収集の任務に当たる隊員の生命又は身体の防護のための武器使用権限を与えるものである。
- 2 このように本規定による活動は、事態に対処することを目的とするものではなく、あくまでも事態の状況を把握することを目的とするものであり、活動を命じられた自衛官は、治安出動時には認められる警察官職務執行法上の権限の行使も認められない。
- 3 さらに、この場合の武器使用権限も、治安出動時のような事態を鎮圧するといったものではなく、自己の生命・身体の防護のために限られるものである。
- 4 このような武器使用権限は、治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が、暴動や武装工作員等の鎮圧のための武器使用権限の行使が認められることに比べ、極めて抑制されたものである。
- 5 このように、治安出動下令前に武器を携行して行う情報収集は、その目的及び武器使用権限において、治安出動とは異なるものであり、治安出動命令の厳格な要件の抜け道とのご指摘は当たらない。

(運・企)

(官・文)

(防・防)

問5 「当該事態の状況の把握に資する情報の収集を行うため特別の必要がある」とはどのような場合か。

(応答要領)

- 1 「当該事態の状況の把握に資する情報」とは、生起している事態が治安出動命令が発せられるような事態にまで発展するのかどうかといった状況を把握するために必要な情報であり、具体的には、相手の規模、武器、行動態様等や、事態がどのように推移するかを把握するための情報である。
- 2 このような武装工作員等の侵入に係る事態については、軍事専門的な観点から自衛隊が情報収集を行うことにより、迅速かつ適切に治安出動を下令する等の対処が可能となる。
- 3 自衛隊は、防衛庁設置法第5条第18号の「所掌事務の遂行に必要な踏査及び研究」のため、平素から情報収集は可能であるが、「特別の必要がある」とは、事態が緊迫し、治安出動命令が発せられることが予測される場合に、生起している事態が治安出動命令が発せられるような事態にまで発展するのかどうかといった状況を把握するため、所要の経路を経た上で自己防護のための武器使用が可能となる形で情報収集を行う必要がある場合を意味するものである。
- 4 具体的には、武装工作員等の状況に係る情報の収集を行う必要がある場合に、武装工作員等が所在すると見込まれる場所及びその近傍において情報収集を行う際には、強力な武器を所持した者と遭遇して危険を伴うことが想定されることから、そのような場合は、武器を携行して情報収集に当たる「特別な理由がある」に当たるものである。

(運・企)
(官・文)
(防・防)

問6 「当該者が所在すると見込まれる場所及びその近傍」の「近傍」とは、具体的にどのような範囲か。実態としては、武器を携行する自衛隊の部隊は無限定に活動することとなるのではないか。

(応答要領)

- 1 「当該者が所在すると見込まれる場所及びその近傍」とは、小銃、機関銃等の強力な武器を所持した者が活動し又は潜伏している蓋然性のある場所及びその近傍であるが、その範囲については、具体的な状況により、異なるため、あらかじめそれを確定することはできないが、当該強力な武器を所持した者と遭遇するなどにより危険が及ぶと考えられる場所を意味するものである。
- 2 例えば、その時点において、当該者がある特定の場所に所在することが推察されるような場合であれば、「見込まれる場所」とは、当該特定の場所のことであり、「その近傍」とは、当該特定の場所の周辺であって当該者の影響が及ぶと予測される範囲（例えば、小銃、機関銃等の射程距離の範囲等）が考えられる。
また、当該者の所在する場所が漠然としか特定できない場合には、「見込まれる場所」とは、当該者が所在した場所から物理的に移動可能な範囲が考えられる。
- 3 このように、「近傍」とは、自己防護のための武器使用権限を付与した上で情報収集に当たることが必要となる必要最小限の範囲にとどまるものであり、無限定とのご指摘は当たらない。

(運・企)

(官・文)

(防・防)

問7 自己防護のための武器使用が可能とのことだが、付近の住民が殺傷されようとしていた場合に、情報収集に当たる自衛官は、当該住民を防護し得るのか。

(応答要領)

- 1 仮に一般の警察力によっては対応できないような重武装の武装作業員等が侵入し、住民が殺傷されるような事態が生じた場合には、本来的には、治安出動により対応すべき事態であると考えられる。
- 2 今般の法改正による治安出動下令前の情報収集の際に認められる武器使用権限は、情報収集に当たる自衛官が、自己又は自己と共に情報収集の職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のためにやむを得ない場合に、必要最小限の範囲内で認められるものである。
- 3 ただし、仮に、情報収集活動中の自衛官が、住民に危険が生じている場面に遭遇した際に、当該自衛官としては、これを看過できないという場合があるとすれば、当該自衛官が私人として正当防衛・緊急避難の範囲で武器を使用したとしても、その限りにおいては違法性が阻却されることになる。

(運・企)

(官・文)

(防・防)

問8 使用できる武器の種類に制限はあるのか。

(応答要領)

- 1 情報収集に当たって使用できる武器の種類については、法律上は制限を設けておらず、例えば、偵察警戒車、装甲車、ヘリコプター等に搭載する武器を使用することも排除されない。
- 2 もっとも、今般の情報収集時の武器の使用は、情報収集の職務に当たる自衛官が、自己防護のために行うものであることから、通常は、情報収集任務に当たる自衛官の個人携行火器である小銃又は機関銃が想定される。

(運・企)
(官・文)
(防・防)

問9 新79条の2の規定において、治安出動下令前に行う情報収集の要件を、「小銃、機関銃、砲、化学兵器、生物兵器その他その殺傷力がこれらに類する武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合」と規定している趣旨如何。

(答)

1. 新79条の2においては、治安出動下令前の情報収集を実施する場合の要件として、「治安出動命令が発せられること」が予測される場合という要件のほかに、「小銃、機関銃、砲、化学兵器、生物兵器その他その殺傷力がこれらに類する武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合」を規定している。
2. これは、本規定による情報収集を行う場合について、治安出動命令が発せられることが予測される場合のうち、小銃、機関銃等の強力な武器を所持した者により引き起こされる事態に限定することとする趣旨であり、大衆暴動のような事態に際しては、本規定に基づく武器を携行した部隊による情報収集は行わないこととするものである。

(運・企)

(官・文)

(防・防)

問 10 今般の法改正により、下甌島不法入国事案のようなケースに対応できるようになるのか。

(答)

1. 不審者が離島に上陸し、当該不審者が武装している等の事態が発生している場合には、今般の改正法に基づき所要の手続を経た上で、自衛隊が武器を携行して情報収集活動を実施することとなる。
2. 下甌島における不法入国事案のように、強力な火力により武装していない不法入国事案が自衛隊の基地が所在する離島で発生した場合には、自衛隊の施設を住民の避難場所として提供したり、増派された警察官に対する施設の提供、通信設備の利用などにより警察への支援を行うこととなると考えられる。
また、自衛隊の施設のない離島においても、警察官を輸送するなどによりできる限り協力したいと考えている。

問 11 治安出動時の武器使用権限の改正内容について問う。

(応答要領)

- 1 今回の法改正において、武装工作員等が我が国に侵入するなど、外部からの武力攻撃に当たらないような不法行為に際して、治安出動を命ぜられた自衛隊が事態に有効に対処できるよう、少数ではあっても重武装して暴行・脅迫を行う者を鎮圧するための武器使用権限を追加するものである。
- 2 具体的には、治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用し、結果として人に危害を与えたとしてもその違法性が阻却される場合として、従来の、
 - ① 職務上警護する人、施設又は物件に対する暴行又は侵害を排除する場合
 - ② 多衆集合して行う暴行又は脅迫を鎮圧又は防止する場合に加え、新たに
 - ③ 小銃、機関銃（機関拳銃を含む。）、砲、化学兵器、生物兵器等の武器を所持し、又は所持していると疑うに足りる相当の理由のある者による暴行又は脅迫を鎮圧又は防止する場合を規定するものである。

(運・企)

(官・文)

(防・防)

問 12 今回の改正は、暴動対処のための治安出動の目的を武装工作員等対処にまで拡大解釈しようとするものではないか。

(応答要領)

- 1 自衛隊法第78条第1項に定める命令による治安出動は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては治安を維持することができないと認められる場合に、内閣総理大臣が命ずるものである。
- 2 この一般の警察力を越える緊急事態とは、従来から、
 - ① 量的に警察力が不足する場合（例えば、非常に長期間あるいは数地域に渡って騒乱事態が発生している場合）と、
 - ② 質的な警察力の不足の場合（例えば、警察の装備している武器等では対処し得ないような凶器類を相手が使用しているような場合）であると説明してきており、今回の自衛隊法改正が、治安出動の目的を拡大解釈するものであるといった御指摘は当たらない。

更に、武装工作員等への対処は、本来は防衛出動で対応すべきものではないかと問われた場合

(応答要領)

- 1 武装工作員等の侵入が、他国による我が国に対する組織的・計画的な武力攻撃であると認められる場合には、防衛出動により対処することとなる。
- 2 しかしながら、武装工作員等の侵入は、通常、その意図を秘匿し、隠密裏に行動することが想定されるため、防衛出動により対処すべきか否かの認定は困難であると考えられる。
- 3 そうした場合において、小銃や機関銃等一般の警察力を超える強力な武器を所持した者が、我が国の治安を紊乱しているような場合には、そのような事態は治安出動の対象となり得るものである。

(運・企)

(官・文)

(防・防)

問 13 強力な武器を「所持していると疑われる相当な理由のある者」が「暴行又は脅迫をする高い蓋然性がある」場合まで対象とすることは、実態としては対象が無限定となるのではないか。

(応答要領)

1. 武器を「所持していると疑われる相当な理由のある者」とは、武器を所持していることが確認できないものの、当該者が武器を所持していることを疑わせる証拠があり、その疑いが客観的であることが要件であり、無限定に拡大解釈できるものではない。
2. 武装工作員等に対処する場合、例えば、夜間であるとか、相手が遠方にいる、又は種々の障害物がある等の事情により、相手の武器の所持について、それが「小銃」であるとか「機関銃」であるといったことまで確信し得ないような場合等が想定されるが、そのような場合においても適切に対処するため、「所持していると疑われる相当な理由のある者」まで対象とすることが必要である。
3. また、「暴行又は脅迫をする高い蓋然性がある」とは、相手が暴行若しくは脅迫を近い将来において行うであろうことが高度に推察されることである。
小銃、機関銃等の極めて殺傷力の高い武器を所持した者が、例えば、自衛隊の部隊により設定する阻止線や検問を突破するような状況において、その行動を視認することによっては、直ちに外形的に将来暴行若しくは脅迫を行うことが明らかであるとまでは言えないが、極めて殺傷力が高く通常人であれば所持しているはずもない武器を所持していることやそれ以前の当該者の行動、周囲の状況等から、当該者が近い将来に暴行若しくは脅迫を行うことが高度に推察されることがある。このような、単に暴行若しくは脅迫を行うおそれの程度が高いというようりも、客観的な種々の要素を積み上げた上で判断した場合には、かかる「高い蓋然性」が認められた段階で武器の使用を認めなければ、有効な対処がなしえないと考えられる。

(運・企)
(官・文)
(防・防)

問 14 不審船対処に係る法改正の概要について問う。

(応答要領)

- 1 不審船対処に係る武器使用権限については、平成11年3月の能登半島沖不審船事案を踏まえ、関係閣僚会議（平成11年6月）においてとりまとめられた「能登半島沖不審船事案の教訓・反省事項」の中で、不審船に対する「危害射撃の在り方を中心に法的な整理を含め検討」することとされたことを踏まえて検討してきたものである。
- 2 具体的には、現行法上、海上警備行動等を命ぜられた自衛官は、外観からは船内においてどのような活動を行っているか確認できない不審船に対しては、結果として正当防衛・緊急避難に該当する場合を除いて人に危害を与えるような武器使用ができず、不審船を停船させるための射撃が事実上困難であるが、これを改正し、防衛庁長官が一定の要件に該当すると認めた船舶については、自衛官が停船させるための射撃によって仮に当該船舶の乗組員等に危害を与えたとしても、当該射撃が事態に応じ合理的に必要と判断される限度にとどまるものであれば、その違法性が阻却されるよう措置するものである。
- 3 なお、本規定については、併せて改正される海上保安庁法において同趣旨の武器使用権限を新設し、同規定を自衛隊法において準用するものである。

(運・企)
(官・文)
(防・防)

問 15 この法改正により、平成11年3月の能登半島沖不審船事案のような事案に適切に対処できるようになるのか。

(応答要領)

- 1 不審船対処に係る武器使用権限については、「能登半島沖不審船事案の教訓・反省事項」(関係閣僚会議、平成11年6月)の中で、不審船に対する「危害射撃の在り方を中心に法的な整理を含め検討」することとされたことを踏まえて、能登半島沖不審船事案のような事案に適切に対処することを目的として検討してきたものである。
- 2 我が国の領海内で我が国の平和、秩序又は安全を害するような航行を行う不審船に対しては、この法改正により、適切に対処できるものと確信している。

(運・企)

(官・文)

(防・防)

問 16 危害射撃が認められる不審船であるとの要件認定を防衛庁長官が行うこととする理由を問う。

(応答要領)

危害射撃が認められる不審船であるとの要件認定を、防衛庁長官の判断に委ねる趣旨は、次の2点である。

- ① 不審船がその外観等からだけでは船内においていかなる活動を行っているかが確認できないため、列挙された要件を認定するには、現場において船舶の外観等から得られる情報以外の情報をも加味して慎重を期する必要がある、当該事案について本庁や他の行政機関の得た情報も加味して、当該船舶が列挙された要件を満たすか、すなわち、当該船舶による法益侵害の程度が危害射撃をしてでも停船させなければならないほどの重大なものであるか否かという点について、より高度な判断を重ねること
- ② 具体的な犯罪を犯す前の時点における危害射撃を行うという重大性及び判断を誤れば重大な国際問題にも発展しかねない事態であることに鑑みて責任ある者の判断に委ねてその手続の慎重を期すこと

更に、防衛庁長官による要件認定では、迅速な対応ができないのではないかと問われた場合

(応答要領)

- 1 不審船に対処する場合としては、海上保安庁長官による要件認定がなされた後に海上警備行動が下令されて自衛隊が対処を引き継ぐことが通常想定されるが、その場合については、海上警備行動が下令される際に、同時に要件認定も終えているものと考えられる。
- 2 他方、海上保安庁長官が要件認定を行わないうちに海上警備行動が下令されることもあり得るが、このような場合でも、前回の不審船事案でもそうであったように、防衛庁長官は、現場部隊から指揮系統を通じてリアルタイムで入手する情報等に基づき、迅速かつ適切に判断することとなる。
- 3 いずれにしても、防衛庁長官が判断するのは、危害射撃までして止めるべき事案か否かであり、個々の武器使用を長官が命令することを規定するものではなく、殊更に迅速な対応を困難とするものではない。

(運・企)

(官・文)

(防・防)

問 17 危害射撃が認められる不審船と認定するための要件について問う。

(応答要領)

- 1 今般の法改正により新設する武器使用権限については、対象船舶の乗組員等が繰り返しの停船措置に応ぜず、職務の執行に対して抵抗し、又は逃亡する場合において対象船舶は結果として危害を与えたとしても武器を使用して停船させる必要のある不審船であると、防衛庁長官が認定した場合には、海上警備行動等を命ぜられた海上自衛官は、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができることとし、その際、仮に相手に危害を与えたとしても、違法性が阻却されることとするものである。
- 2 防衛庁長官は、当該船舶の外観、航海の態様、乗組員等の異常な挙動その他周囲の事情及びこれらに関連する情報から合理的に判断し、次の4つの全てに該当するか否かから、対象船舶が危害射撃が認められる不審船であるかを認定することとなる。
 - ① 当該船舶が外国船舶（軍艦及び政府公船を除く。）と思われる船舶であつて、国連海洋法条約第19条に定める無害通航でない航行を我が国の内水又は領海において行っていると認められること
 - ② 当該航行を放置すれば、将来においてそれが繰り返される蓋然性があると認められること
 - ③ 当該航行が、我が国の領域内において重大凶悪犯罪を犯すのに必要な準備のために行われているのではないかとの疑いが払拭できないと認められること
 - ④ 当該船舶の進行を停止させて立入検査をすることにより得られるであろう情報に基づいて適確な措置を尽くすのでなければ、将来における重大凶悪犯罪の発生を未然に防止することができないと認められること

(運・企)

(官・文)

(防・防)

問 18 今般の法改正は、能登半島沖不審船事案の教訓・反省事項を踏まえて海上警備行動時の武器使用のあり方を検討するものとされていたが、海上警備行動時の権限のほか、治安出動のみならず防衛出動時の権限まで改正することとした理由如何。

(応答要領)

- 1 平成11年6月の関係閣僚会議においてとりまとめられた「能登半島沖不審船事案における教訓・反省事項」においては、「不審船を停船させ、立入検査を行うという目的を十分達成するとの観点から、対応能力の整備や運用要領の充実に加え、危害射撃の在り方を中心に法的な整理を含め検討」することとされているところである。
- 2 自衛隊が不審船に対処する場合としては、能登半島沖不審船事案と同様に、海上警備行動が下令されて自衛隊が行動する場合が最も想定される場所であり、上記教訓・反省事項を踏まえた武器使用の在り方に係る検討においては、海上警備行動時の武器使用を中心に検討を進めてきたものである。
- 3 他方、治安出動時の権限について規定する自衛隊法第91条及び防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限について規定する自衛隊法第92条第2項においても、海上保安庁法第17条第1項の規定が準用されているとおり、これらの場合において、海上において船舶に対する立入検査を行うことが、法制度上想定されている。
- 4 実際にも、治安出動時のみならず、防衛出動時において公共の秩序の維持に当たる場合においても、不審船に対処する場合がいささかなりとも可能性として存する以上、今般の法改正に係る武器使用権限を準用し、万全を尽くすよう法律上措置しておくことが適切であると考えられたため、海上警備行動時の権限のみならず、治安出動時の権限、更には、防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限について改正することとしたものである。

更に、治安出動時及び防衛出動時に今般の法改正に係る武器使用を行う場合とは、具体的にどのようなケースが想定されるのかと問われた場合

- 1 治安出動時において今般の法改正に係る武器使用を行う場合としては、例えば、重要施設に対する破壊活動に対処するため治安出動が下令されるに当たり、海上を経由しての増援に備えて海上においても治安出動が下令され、そのような状況において、不審船に対処する場合などが考えられる。
- 2 防衛出動時における公共の秩序の維持のため今般の法改正に係る武器使用を行う場合としては、例えば、海上自衛隊の使用する港湾及びその周辺海域の警備に当たっている自衛隊の艦艇が不審船に対処する場合が考えられる。

更に、防衛出動時の権限を改正することは、有事法制の検討の先取りではないかと問われた場合

- 1 有事法制については、我が国に対する武力攻撃から国民の生命・財産を守るという自衛隊の任務を全うするとの観点から、また、かかる防衛態勢を整備することが我が国に対する武力攻撃の抑止に資するとの観点から、必須のものであると考えており、現在、内閣官房を中心に、検討にあたっての基本的な考え方や枠組み等について、準備的な検討作業を進めているものである。
- 2 他方、今般の自衛隊法第92条の改正は、あくまでも不審船対処に万全を尽くすという観点から、海上における警備行動及び治安出動と同様に、海上保安庁法第17条第1項を準用し、立入検査を行うことが想定されている防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限についても、併せて改正しようとするものである。

このように、今般の改正は、有事法制の検討とは趣旨・目的を異にするものであり、有事法制の検討の先取りとのご指摘は当たらない。

(運・企)
(官・文)
(防・防)
(法制局と調整済み)

問 19 この改正により、爆弾を積載した船舶による自爆テロも防止できるのか。

(応答要領)

- 1 海上警備行動時の自衛官の職務には、警察官職務執行法第7条の規定に係る武器使用権限が準用されているところであるが、今回の改正は、警察官職務執行法第7条の規定の準用に係る武器使用権限のほか、逃走する不審船に対する立入検査を目的とする停船のための武器使用権限を新設するものである。
- 2 本法案は、能登半島沖不審船事案のような事案に対処することを目的としたものであり、自爆テロをまさに実行しようとする船舶に対しては、正当防衛（自己又は他人の生命・身体に対する正当防衛）に該当する場合等、警察官職務執行法第7条の規定の準用に係る武器使用権限により対処できることが一般的であろうと考えられる。
- 3 ただし、自爆テロを行うとみられる船舶がその犯罪に着手する以前の時点において、今回の改正により準用する海上保安庁法第20条第2項の規定する要件を満たす不審船に該当する場合には、改正により新設する武器使用権限の行使が可能である。

(運・企)

(官・文)

問 20 この改正により、不審船を撃沈できるようになるのか。

(応答要領)

- 1 今回の法改正は、適確な立入検査を実施する目的で停船させるための武器使用権限を新設し、停船させるために船体に向けた射撃を行った場合に、仮に相手に危害を与えてしまっても、正当行為として違法性が阻却されることとするものであり、撃沈を目的とする武器使用権限を新設するものではない。
- 2 他方、停船を目的とした射撃により、結果的に沈没させてしまったとしても、その射撃が「その事態に応じ合理的に必要と判断される限度」にとどまるものであれば、違法となるものではない。

(運・企)

(官・文)

問 21 海上自衛隊と海上保安庁が連携して適切に不審船に対処できる態勢をとるべきではないか。

(応答要領)

- 1 防衛庁と海上保安庁は、海難救助や我が国周辺海域における外国艦艇等の動向等に関して平素から緊密に情報交換をする等連携・協力を行ってきているところである。
- 2 また、平成11年3月の能登半島沖不審船事案の際には、改めて両庁の緊密な連携・協力の重要性が認識されたことから、
 - ① 「不審船に係る共同対処マニュアル」の策定
 - ② 同マニュアルに基づく共同訓練
 - ③ 海上自衛隊と海上保安庁との間の秘匿通信体制等の強化等を実施し、連携・協力の一層の緊密化を図ったところである。
- 3 防衛庁としては、引き続き、海上保安庁との連携・協力の下、我が国の安全の確保及び危機管理に万全を期してまいりたい。

(運・運)

(運・訓)

(運・指)